

事務連絡
令和4年8月1日

市町村 御担当者 様

国土交通省国土地理院
近畿地方測量部

自然災害伝承碑の取組について(協力依頼)

平素より国土地理院の業務につきましては、格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年、我が国では、火山災害、豪雨災害、地震災害等の多くの自然災害が発生しています。災害対策基本法に基づく防災基本計画（令和元年5月）では、第2編第1章第3節4（災害教訓の伝承）に、国及び地方公共団体は災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めることが明記されています。

そのため、国土地理院では、令和元年度6月から地方公共団体の皆様と連携して自然災害伝承碑を国土地理院のウェブ地図「地理院地図」へ公開してまいりました。また令和2年8月よりオープンデータの提供を開始し、令和3年11月より「ハザードマップポータルサイト」(<https://disaportal.gsi.go.jp/>)へ掲載を開始しております。市区町村による申請や都道府県・地方整備局等の情報提供により、掲載数を着実に増やし、令和4年7月28日時点では、47都道府県426市区町村1,464基を公開しております。

貴市町村管内に自然災害伝承碑に該当する可能性がある碑が建立されておりましたら、以下の連絡先まで御連絡をお願いいたします。地理院地図等への掲載のために必要な申請書類・手続き等、御説明させていただきます。

なお、学校教育や地域学習において、過去の自然災害を学ぶきっかけづくりとしての自然災害伝承碑の活用も、ますます期待されるところです。「自然災害伝承碑」の概要や取組事例を紹介した資料(参考資料)を送付いたします。自然災害伝承碑の更なる認知度向上と活用促進を図るため、御活用頂ければ幸いです。

御多忙中恐縮ですが、御協力の程、何卒よろしくをお願いいたします。

-----< 連絡先 >-----
国土地理院 近畿地方測量部 自然災害伝承碑グループ
(担当：清水、蒲田、市川)
〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
Tel：06-6941-4507
e-mail：gsi-denshou-06-kk@gxb.mlit.go.jp

災害から身を守る、先人からの「千の教え」

令和元年6月に掲載を開始し、令和4年8月26日時点で、1,498基を公開しています。

「自然災害伝承碑」とは？

- ◆ 過去に発生した地震、津波、洪水、土砂災害、高潮、火山災害等の**自然災害に関する事柄（災害の様相や被害の状況など）が記載**されている石碑やモニュメントです。
- ◆ 自然災害伝承碑の情報を**地理院地図等に掲載**することにより、過去の**自然災害の教訓を地域の方々に適切にお伝え**するとともに、教訓を踏まえた**的確な防災行動による被害の軽減**を目指します。



自然災害伝承碑
の取組QRコード

掲載分布図



令和4年8月26日時点で、1,498基を公開しています。

自然災害伝承碑が過去の自然災害を学ぶきっかけづくりとなり、実際に過去の教訓が地域で活用されるよう、ホームページへの利活用事例の掲載を進めてまいります。

地図に掲載されていない自然災害伝承碑に関する情報がございましたら、**最寄りの地方測量部（支所）、もしくは該当市区町村へ情報提供**をお願いいたします。

問い合わせ先【掲載等】: 国土地理院 各地方測量部(支所)

問い合わせ先一覧 https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/denshouhi_info.html

問い合わせ先【取組全般】: 国土地理院 自然災害伝承碑グループ E-mail: gsi-denshou+1@gxb.mlit.go.jp



活用事例1 秋田県男鹿市




男鹿市 OGA CITY

国土地理院地図に男鹿の自然災害伝承碑が掲載されました

更新日：2021年03月31日

国土地理院地図の自然災害伝承碑について

自然災害伝承碑の取組

国土地理院では、災害教訓の伝承に資する地図・測量分野からの貢献として、過去の自然災害の教訓を地域の力に委ねて伝えることにも、取組を進められた。被災地復興による被害の軽減を図ることを目的に、令和元年10月1日より自然災害に関する各種データとGISデータを国土地理院地図に掲載しております。これにより、当時の被災状況を伝えると同時に、当時の被災場所を建てられていることを地図を通じて伝えることで、地域住民の防災意識向上に役立つものと期待しHPで紹介。

当時の被災状況を伝えると同時に、当時の被災場所に建てられていることを地図を通じて伝えることで、地域住民の防災意識向上に役立つものと期待しHPで紹介

<https://www.city.oga.akita.jp/soshik/kiki/bosai/4/1354.html>

防災教育をはじめとして、さまざまな用途で活用できます。

学校における学習教材

地理・歴史や小学校社会科等の教材に利用することで、身近な災害履歴を学ぶ

地域探訪の目標物

歩こう会などでの探訪コースの目標物とすることで、参加者が地域を歩きながら、過去の災害情報に触れる機会を創出

防災地図の素材

地域住民や児童生徒が、自然災害伝承碑の情報などを素材とした防災地図を作成することで、地域の防災意識が向上

活用事例2 長野県




長野県 Nagano Prefecture

過去の災害に学ぶページ

過去の災害を地域の防災に役立てよう

更新日：2020年3月23日

- 砂防
- 土砂災害対策
- 砂防事業
- 安全安心の役割を再認識
- 過去の災害に学ぶページ

イベントカレンダー

県内各地に残る災害の伝承にかかる地形や遺構、石碑等のデータを集めて災害伝承カードを作り、**現地を巡って見て感じて、それらが伝える先人たちの教訓を災害の備えに活かす、「過去の災害に学ぶ」ページでコンテンツを紹介。長野県はこの取組を応援しています。**

<https://www.pref.nagano.lg.jp/sabo/manabu/manabu.html>

活用事例3 福岡県うきは市




福岡県 うきは市 防災サイト

～災害は歴史に学び逃げ遅れゼロ～の取組について

更新日：2022年4月19日

Part.1

日本においては、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、昔から数多くの自然災害に見舞われてきました。そして、被害を受ける度に、私たちの先人は、その時の様子や教訓を石碑や古文書に記し、後世の私たちに遺してくれました。

「災害は歴史に学び逃げ遅れゼロ」の取組で石碑や古文書に遺された記録から、過去の災害について学び、日頃から防災意識を高め、災害に備えるとともに、教訓を語り継ぐため、冊子を作成しHPでコンテンツを紹介。

http://www.city.ukiha.fukuoka.jp/kiji/pub/detail.aspx?c_id=4&id=253

自然災害伝承碑

—災害から身を守る 先人からの教え—

国土地理院では、2019年度から災害教訓の伝承に関する地図・測量分野からの貢献として、**過去に起きた自然災害に関する被害の内容や規模等を伝える石碑やモニュメントを地図記号として地図化する等**、市町村と連携して災害教訓をわかりやすく世の中に伝え、拡げるための取組を行っています。

災害伝承の重要性 <西日本豪雨災害から学ぶ教訓>

広島県坂町小屋浦地区には、1907年（明治40年）に土砂災害があった旨の石碑が設置されています。

しかし、2018年（平成30年）西日本豪雨災害では**過去の教訓が活かされず**、小屋浦地区では、避難勧告が出されて2時間後までの避難率はわずか1.9%しかありませんでした。



ウェブ地理院地図における表示イメージ

<十津川村>
明治大水害高津中山崩壊地跡

地図記号をクリック!

画像をクリック!

2万5千分1地形図における表示イメージ



明治大水害高津中山崩壊地跡

概要	
碑名	明治大水害高津中山崩壊地跡
災害名	明治22年紀伊半島大水害（十津川大水害）（1889年8月19～20日）
災害種別	洪水・土砂災害
建立年	1990
所在地	奈良県吉野郡十津川村大字高津
伝承内容	明治22年（1889）8月20日午前7時、中山に高さ360m、幅480mの範囲で崩壊した。崩壊土砂は十津川に落下して川をせき止め、天然ダムを形成した。塞ぎ留められた奔流は逆流し、上流の名集落を襲い大被害となった。天然ダムは17時間後に決壊した。

ID:29449-001

近畿の自然災害伝承碑

地震・津波（代表事例）

大地震両川口津浪記
(大阪府大阪市)



1854年12月24日の安政南海地震後に発生した津波によって、安治川・木津川等に停泊する船に避難した人々が大きな被害を受けた。1707年に発生した宝永地震の時に起きた同様の災害の教訓が生かせなかったことを、後世への戒めとして残すため建立されている。

南海道自身津波潮位標識
(和歌山県田辺市)



昭和21年(1946)12月21日午前4時19分に発生した南海道地震(昭和南海地震)により襲来した津波の、当地における潮位を記録したもの。田辺港では津波は会津川に沿って遡上し、付近の民家が浸水し、29戸の建物が全壊、54戸が流失した。

慰霊と復興のモニュメント・
1.17希望の灯り
(兵庫県神戸市)



平成7年(1995)1月17日に発生した阪神・淡路大震災は6,437名の死者・行方不明者を出した。震災を記憶し、復興の歩みを後世に伝え、犠牲者の慰霊と市民への励まし、大規模災害に対する世界的規模での連帯による復興の意義をアピールする。

洪水（代表事例）

明治二十九年洪水石標
(滋賀県大津市)



明治29年(1896)9月3日から12日の間に1008ミリの雨量を記録し、県内で死者・行方不明者34名などの大きな被害をもたらしている。碑の下の石垣には、このときの琵琶湖大洪水時の水位が横線で刻まれている。

大塚切れ洪水記念碑
(大阪府高槻市)



大正6年(1917)10月1日、台風による大雨で淀川の水位が上昇し、高槻市大塚町の堤防が200mにわたって決壊した。家屋は流され、倒壊し、死傷者は数十人にのぼった。後世への戒め「居安必勿忘危(安楽に暮らしていても、絶対に危機のあることを忘れてはならない)」が碑文に刻まれている。

風災記念碑
(兵庫県尼崎市)



昭和9年(1934)9月21日に阪神間を直撃した室戸台風の暴風雨により、現尼崎市域での死者・行方不明者は146名にのぼった。小田第一尋常小学校(現下坂部小学校)の児童たちは風雨の中を登校したものの、木造校舎が倒壊し多数の児童が下敷きとなり、8名が亡くなった。

土砂災害（代表事例）

山津波復興記念碑
(滋賀県大津市)



昭和10年(1935)6月28日から翌29日に比叡連峰の一角から土石流が発生し、山中町の集落を飲み込んだ。その被害は流失全壊家屋16戸、半壊10戸、浸水47戸、重軽傷者48名と記録されている。

南山城水害記念碑
(京都府相楽郡南山城村)



昭和28年(1953)8月14日、夕方から降り始めた雨は、段々と勢いを増し、翌15日未明に旧大河原村・旧高山村の各地で大規模な土石流が発生した。中小の河川は土石流に見舞われ、民家や田畑の流失被害も甚大であり、死者・行方不明者は54名にまでのぼった。

紀伊半島大水害慰霊碑
(奈良県五條市)



平成23年(2011)9月4日、台風23号による豪雨(紀伊半島大水害)により熊野川右岸の山腹が崩落。これにより対岸の宇井地区に土砂や河川の水が到達し、8名が死亡、3名が行方不明となった。この災害を後世に伝え、地域の発展を願って慰霊碑が建立された。

地理院地図等で公開している「自然災害伝承碑」一覧

2022年8月26日現在

市町村名	伝承碑数	伝承されている主な災害	碑名	
滋賀	大津市	寛文近江・若狭地震による町居崩れ(1662)、土砂災害(1848)、洪水(1896)、土石流(1935)、土砂災害(1953)、第2室戸台風(1961)	山崩諸霊之塔、山崩供養塔、明治二十九年洪水石標(3基)、山津波復興記念碑、水害想出の塔、第2室戸台風被害の碑	
	草津市	1 室戸台風(1934)	咸一其徳(殉難慰霊碑)	
	守山市	4 明治29年琵琶湖洪水(1896)、洪水(1913)	川切れ百周年記念 治水・愛水野洲川の郷、大水害最高水位、高水位 明治二十九年九月七日、水災記念碑	
	栗東市	1 昭和28年台風13号(1953)	昭和二十八年九月二十五日台風十三号 破堤・洪水満水位・水位標識	
	甲賀市	2 昭和28年8月多羅尾豪雨(1953)、昭和28年台風13号(1953)	昭和水難之碑、昭和水害之碑	
	野洲市	1 昭和28年台風13号(1953)	殉職者碑	
京都	京都市	2 室戸台風(1934)、洪水(1935)	師弟愛の像、昭和十年水害浸水被害記念碑	
	福知山市	2 洪水(1896)(1907)、昭和28年台風13号(1953)	改堤碑、二十八災 堤防決潰之地	
	綾部市	1 昭和28年台風13号(1953)	水の記憶の碑	
	亀岡市	4 平和池決壊水害(1951)	水難記念碑、東別院村水害復興記念碑、慰霊塔、平和池災害モニュメント	
	八幡市	2 室戸台風(1934)、伊勢湾台風(1959)	慰霊塔、伊勢湾台風最高水位記録標識	
	木津川市	3 南山城水害(1953)	災害記念塔、南山城水害記念碑、水害記念碑	
	南山城村	1 南山城水害(1953)	南山城水害記念碑	
大阪	大阪市	8 安政東海地震(1854)、安政南海地震(1854)、明治18年洪水(1885)、室戸台風(1934)、ジェーン台風(1950)、第二室戸台風(1961)	大地震両川口津浪記、安政地震津波碑、明治十八年洪水 西歳記念碑、昭和九年風水害遭難学童之碑、室戸台風を偲ぶ、鎮魂、水防碑、暴風水害記念誌	
	堺市	1 安政南海地震(1854)	擁護聖(ようごじ)(安政地震記念碑)	
	高槻市	3 明治元年水害(1868)、大正6年淀川大塚切れ(1917)、洪水(1935)	明治戊辰唐崎築堤碑、大塚切れ洪水記念碑、陸軍工兵殉難之碑	
	枚方市	1 明治18年洪水(1885)	明治十八年洪水碑	
兵庫	神戸市	35 阪神大水害(1938)、阪神・淡路大震災(1995)	水災復興記念、文豪谷崎文学碑、有備無患、水災記念、禍福無門、常二備へヨ(2基)、水害記念碑、水害水難者之碑、水難慰霊碑、水害記念、水害復興記念碑、流石之碑、水害復興記念、慰霊塔、水難碑、嗚呼福田君父子之碑、慰霊と復興のモニュメント・1.17希望の灯り、神戸港震災メモリアルパーク、神戸震災復興記念公園(みなとのもり公園)、記念碑、あの刻(とき)を忘れない、鎮魂(2基)、復興の誓い、鎮魂の碑、いのちの碑、阪神淡路大震災物故者慰霊碑、阪神淡路大震災物故者追悼碑、震災慰霊碑・震災復興記念碑(ブロンズ像「祈りと復興」)、阪神淡路大震災慰霊碑、慰霊之碑、慰霊碑、鎮魂碑、犠牲者慰霊碑	
	姫路市	3 洪水(1749)	為溺死菩提、流死諸霊、為流死菩提供養所	
	尼崎市	9 洪水(1740)、室戸台風(1934)、ジェーン台風(1950)、阪神・淡路大震災(1995)	溺死霊魂(元文五年水害犠牲者供養塔)、風災記念碑(2基)、高潮標(阪神尼崎駅北、JR尼崎駅南)、鎮魂の祈り碑、築地震災復興まちづくり記念碑、震災記念碑(2基)	
	明石市	5 安政南海地震(1854)、洪水(1897)、阿久根台風(1945)、阪神・淡路大震災(1995)	安政南海地震供養碑、記念碑、大水害追悼之碑、兵庫県南部地震碑「これは」、兵庫県南部地震 モニュメント「明日」	
	西宮市	2 阪神・淡路大震災(1995)	阪神・淡路大震災 西宮市犠牲者追悼之碑、阪神・淡路大震災碑	
	芦屋市	1 阪神大水害(1938)	阪神大水害芦屋川決壊之地石碑	
	豊岡市	3 北但大震災(1925)、平成16年台風23号水害(2004)	北但大震災伝承碑、北但大震災伝承銅像、治水祈念の碑	
	西脇市	1 平成16年台風23号(2004)	平成16年災害復旧記念碑	
	宝塚市	1 阪神・淡路大震災(1995)	鎮魂之碑	
	奈良	五條市	7 明治22年紀伊半島大水害(十津川大水害)(1889)、昭和57年台風10号(1982)、紀伊半島大水害(2011)	明治22年水害碑、柳谷部落遭難之碑、慰霊碑、禍害復旧之碑、紀伊半島大水害慰霊碑、紀伊半島大水害警戒碑(2基)
生駒市		1 室戸台風(1934)	殉難の碑	
野迫川村		2 紀伊大水害(1953)、紀伊半島大水害(2011)	昭和廿八年七月水難犠牲者慰霊碑、紀伊半島大水害復興祈願之碑	
十津川村		16 明治22年紀伊半島大水害(十津川大水害)(1889)、紀伊半島大水害(2011)	明治大水害高津中崩壊地跡、新十津川物語 津田フキの像、山手の明治22年紀伊半島災害慰霊碑、明治22年水害碑(十津川村重里)、水害記念碑、警戒碑(3基)、故宇智吉野郡長玉置高良君遭難地碑、紀伊半島大水害警戒碑(7基)	
和歌山	和歌山市	1 紀の川水系洪水(1889)	洪水記念碑	
	海南市	1 昭和南海地震(1946)	南海道地震津波浸水水位	
	御坊市	5 明治22年紀伊半島大水害(1889)、紀伊大水害(1953)	村田美成の碑、水害之碑、水位標、野口橋の碑、藤井の耕地復旧記念碑	
	田辺市	23 宝永地震・津波(1707)、安政南海地震(1854)、明治22年紀伊半島大水害(1889)、昭和南海地震(1946)、チリ地震津波(1960)	宝永津波の碑、津波の碑、賈永の津波潮位碑、安政津波の碑(5基)、安政南海地震・昭和南海地震津波潮位碑、大水害百周年記念、明治大水害記念碑、南海大地震災津波潮位標(5基)、南海道地震潮位、南海道大地震津波潮位標、南海大地震災津波遭難者供養像、南海道地震津波潮位標識、チリ地震津波の碑(3基)	
	湯浅町	1 安政南海地震(1854)	大地震津なみ心え之記	
	広川町	2 宝永地震(1707)、安政南海地震(1854)	感恩碑、濱口梧陵碑	
	印南町	1 宝永地震(1707)	「高波溺死霊魂之墓」碑	
	日高川町	1 紀伊大水害(1953)	慰霊塔	
	白浜町	11 明治22年紀伊半島大水害(1889)、昭和南海地震(1946)、昭和33年台風17号(1958)、チリ地震津波(1960)	南海道地震による津波の潮位(5基)、大津浪犠牲者供養塔、明治二十二年八月大洪水水位(2基)、明治・昭和大水害記録水位標、昭和大水害記録水位標(2基)	
	すさみ町	2 安政南海地震(1854)、昭和南海地震(1946)	為後鑑(のちのためのかがみ)、津浪乃碑	
	那智勝浦町	2 昭和東南海地震(1944)、紀伊半島大水害(2011)	大津浪記念之碑、紀伊半島大水害記念碑	
	計	181		

活用イメージ

土地の成り立ちと、先人が伝えてくれた災害履歴を組み合わせて地理院地図で提供

→災害を現実としてイメージ可能に

災害履歴情報



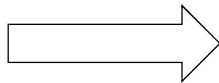
自然災害伝承碑

土地の成り立ち



地形分類

地理院地図上で重ね合わせ



明治26年大洪水供養塔



明治26 (1893) 年10月、台風襲来により高梁川や小田川の堤防が決壊した。この大洪水による死者は2百余名と伝えられており、供養塔の頭部は当時の水位となるように建立された。

源福寺境内:岡山県倉敷市真備町

写真提供:中国地方整備局岡山河川事務所

氾濫平野
(浸水・液状化
のリスク)

旧河道
(浸水・液状化
のリスク)

教育分野での活用事例

鳥取県立鳥取西高等学校



鳥取県立鳥取西高等学校の「地理歴史(地理B)」の授業の中で地理院地図に掲載されている**自然災害伝承碑**などを活用しています。

この授業の狙いは、「なぜ、そこに自然災害伝承碑があるのか」を調べることで、地域の地形の特徴、土地利用の変化、過去・近年に発生した自然災害を知り、ハザードマップを使用した災害予測等を学び、住民ひとりひとりの防災行動計画といった「マイ・タイムライン」の作成を通して**生徒の防災意識を高める**こととされています。



取組の詳細

https://www.gsi.go.jp/bousai_chiri/denshouhi.html

問い合わせ窓口:

国土地理院 近畿地方測量部
自然災害伝承碑グループ

E-mail: gsi-denshou-06-kk@gxb.mlit.go.jp

地方公共団体による活用事例

秋田県能代市の「地元探訪まちあるき」



秋田県能代市で定期的に行われている「地元探訪まちあるき」において地理院地図に掲載されている**自然災害伝承碑(7カ所)**を探访するイベントを開催。現地ガイドもあり**参加者が地域を歩きながら自然と過去の災害情報に触れる機会を創出**します。

市町村の担当者の皆様へ

自然災害伝承碑は、地方公共団体の皆様からの申請により掲載されます。

市町村管内に自然災害伝承碑が建立されておりましたら、当院まで情報提供くださいますようご協力をお願いいたします。

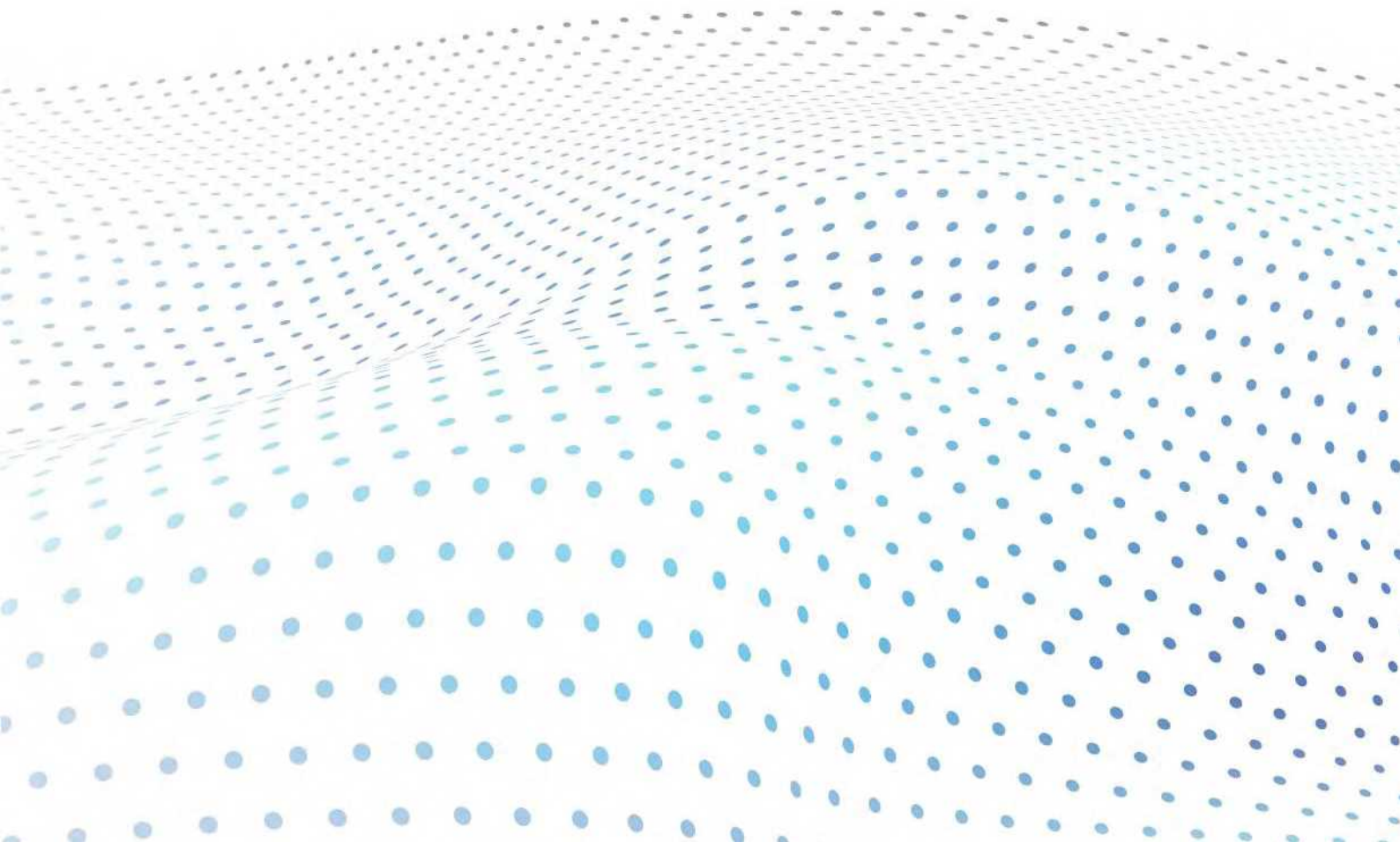
国土交通省 農林水産省

流域治水施策集

目的とそれぞれの役割

ver1.0 水害対策編





流域治水の推進

～これからは流域のみんな～

近年、平成30年7月豪雨や、令和元年東日本台風（台風第19号）など、全国各地で豪雨等による水害や土砂災害が発生するなど、人命や社会経済への甚大な被害が生じています。

これらを踏まえ、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」が諮問され、令和2年7月に答申がとりまとめられました。

この答申を踏まえ、気候変動に伴い頻発・激甚化する水害・土砂災害等に対し、防災・減災が主流となる社会を目指し、「流域治水」の考え方に基づいて、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域のあらゆる関係者で水災害対策を推進します。

「流域治水」とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進めます。



本施策集について

この施策集は、流域の関係者間で「流域治水」を実践する際に活用されるよう、各施策の目的・実施主体・支援制度・推進のポイント等を分かりやすく簡潔にまとめたものであり、地域の特性等に応じた各施策の効果的な実践や、関係者間の連携につながることを期待するものです。

初版では、「水害対策編」として、主に河川やそこに雨水が流入する集水域、河川からの氾濫等で被害が生じる氾濫域における主な対策についてまとめています。

今後、施策集については、内容の更新や充実等を継続的に図っていく予定です。

流域治水の役割分担が分かる目次

目次では、流域治水の全体像を俯瞰した上で、各施策の実施主体となる者が、目的に応じて、何を根拠として何に取り組むと良いかがわかるように、施策の目的・実施主体・根拠法令・法定計画等を一覧にしました。

あわせて、取組の実施の際に活用できる予算・税制についても記載しています。

この目次を活用して、各関係者において、施策の具体化や既に実施されている施策の点検・改善等に役立てることを想定しています。

流域治水施策集		目的・実施主体別の施策		流域治水の役割分担			
目的	施策	実施主体	根拠法令等	法定計画等()内は適用	予算・税制	Page	
洪水氾濫の防止	#1 河道掘削・築堤・引堤・放水路、ダム・遊水池、輪中堤	河川管理者	河川法 特定多目的ダム法 水資源機構法	河川整備計画 多目的ダムの建設に関する基本計画	一般河川改修事業 直轄ダム建設事業 水資源機構事業等	p.7	
	#2 ダム事前放流	ダム管理者	河川法、個別の法令等 (電気事業法、土地改良法、水道法等)	ダム洪水調節機能協議会 (治水協定)	利水ダム治水機能施設整備費補助 固定資産税の特例措置	p.8	
	#3 排水施設・ポンプ(河川)	河川管理者	河川法 特定都市河川浸水被害対策法	河川整備計画 流域治水対策計画	流域治水整備事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業等	p.10	
内水の排除 (排水元の管理者の責任で 設置・管理することが原則)	#4 排水施設・ポンプ(下水道)	下水道管理者	下水道法	下水道事業計画	下水道浸水被害軽減総合事業等	p.11	
	#5 用排水施設・ポンプ(農業水利施設)	国・都道府県 農業水利施設管理者等	土地改良法	土地改良長期計画	国営かんがい排水事業 農村地域防災減災事業等	p.12	
	#6 排水施設・ポンプ(普通河川・水路)	施設管理者	-	-	-	p.13	
河川への流出抑制 市街地等の浸水の防止	#7 雨水貯留浸透施設(調整池・公共施設)	市町村・都道府県	特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域治水対策計画	特定都市河川浸水被害対策推進事業 流域貯留浸透事業	p.14	
排水区域内の浸水の防止	#8 雨水貯留浸透施設(下水道)	下水道管理者	下水道法	下水道事業計画	大規模雨水処理施設整備事業等	p.15	
市街地等の浸水の防止	#9 雨水貯留浸透施設(民間施設)	民間事業者・個人	下水道法 特定都市河川浸水被害対策法 施設に係る法令・条例等	流域治水対策計画	下水道浸水被害軽減総合事業 特定都市河川浸水被害対策推進事業等	p.16	
農地等の浸水の防止	#10 ため池の活用	市町村・都道府県 農業者	土地改良法	土地改良長期計画	農村地域防災減災事業 水利施設管理強化事業等	p.17	
農地等の浸水の防止	#11 「田んぼダム」	農業者	土地改良法 農業の有する多面的機能の 発揮の促進に関する法律	土地改良長期計画	農地耕作条件改善事業 多面的機能支払交付金等	p.18	
貯留機能の保全(浸水の許容)	#12 貯留機能保全区域	都道府県等	特定都市河川浸水被害対策法	流域治水対策計画	固定資産税等の特例措置	p.20	
新たな居住に対し、 立地を規制する 居住者の人命を守る	#13 浸水被害防止区域	都道府県	特定都市河川浸水被害対策法	流域治水対策計画	-	p.21	
	#14 災害危険区域	市町村・都道府県	建築基準法(規制内容は条例で規定)	-	-	p.22	
	既存の住居に対し、 住まい方を工夫する	#15 住宅等の防災改修 (嵩上げ・ヒロテイ化等)	市町村・都道府県	-	-	災害危険区域等建築物防災改修等事業	p.23
		#16 住居の集団移転	市町村	防災のための集団移転促進事業に 係る国の財政上の特別措置等に 関する法律	集団移転促進事業計画	防災集団移転促進事業	p.24
	#17 住居の個別移転	市町村	-	-	かけ地近接等危険住宅移転事業	p.25	
防災まちづくり	#18 居住誘導区域、防災指針	市町村	都市再生特別措置法	立地適正化計画 都市再生整備計画	コンパクトシティ形成支援事業 都市構造再編集中支援事業等	p.26	
高台まちづくり	#19 避難路・避難施設等の確保	市町村	都市計画法	-	都市安全確保拠点施設整備事業 固定資産税等の特例措置	p.27	
氾濫拡大の抑制	#20 浸水被害軽減地区(盛土構造物等)	水防管理者	水防法	-	固定資産税等の特例措置	p.29	
避難の確保(平時)	#21 リスク空白域の解消 (浸水想定区域・ハザードマップ)	河川管理者 下水道管理者 市町村	水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	水害リスク情報整備推進事業 内水浸水リスクマネジメント推進事業等	p.30	
	#22 要配慮者利用施設の避難確保計画・ 訓練	市町村・施設管理者	水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	-	p.31	
避難の確保(災害時)	#23 迅速・円滑な避難 (避難のための情報発信)	市町村・個人 気象庁・河川管理者	災害対策基本法 気象業務法・水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	-	p.32	
経済影響の軽減等	#24 浸水対策(防水化・止水壁等)	市町村・都道府県 民間事業者	水防法	大規模氾濫減災協議会 (減災に係る取組方針)	下水道浸水被害軽減総合事業等 固定資産税の特例措置	p.33	
災害復旧(洪水氾濫の防止)	#25 流域治水型災害復旧(遊水池・輪中堤)	河川管理者	公共土木施設災害復旧事業費 国庫負担法	(流域治水型災害復旧)	河川等災害復旧事業	p.34	

流域治水の3つの対策の柱に基づき、目的を細分化した上でハード・ソフトの施策を一覧化

